

不利益処分に係る処分基準

この資料の利用上のご注意

この資料は当課で所管している不利益処分に係る処分基準等を行政手続法第12条第1項及び越谷市行政手続条例第12条第1項の規定により公にするものです（適用除外処分については登載していません）。

この資料をご覧になる場合には、次のような点にご注意ください。

なお、ご不明の点は、担当の職員におたずねください。

1 不利益処分の内容

不利益処分の内容については、分かりやすく要約したものを含み、すべてが正式な名称とは限りません。

2 解釈文書等

解釈文書等には、根拠条項又は関連する法令及び条例の規定についての解釈に関する文書等（条文解釈、解釈通達等）がある場合に、その文書等の名称を記載しています。

3 処分基準

処分基準とは、不利益処分の適否、その内容又は程度について行政庁が法令及び条例の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、各行政庁が定めることとされています。

ただし、次のような場合には、処分基準は設定できませんので、「設定できません（理由：①）」のように表示しています。

- ① 不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令及び条例の定め具体的に規定され尽くされている場合
- ② 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令及び条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合
- ③ 処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令及び条例の定め以上に具体化することが困難な場合

また、処分基準を公にすることにより脱法的行為が助長されるおそれがあることなどにより公にできない場合は、「公にできません。（理由：・・・）」と表示しています。

不利益処分に係る処分基準

目次

- 1 一般廃棄物処理施設に対する許可の取消し又は停止命令に係る処分基準
- 2 一般廃棄物処理施設に対する改善命令に係る処分基準（許可施設用）
- 3 一般廃棄物処理施設に対する停止命令に係る処分基準（届出施設用）
- 4 一般廃棄物処理施設に対する改善命令に係る処分基準（届出施設用）
- 5 産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者に対する不利益処分に係る処分基準
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の全部又は一部の停止の命令（以下「事業停止命令」という。）
 - (2) 法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し
 - (3) 法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の改善の命令及び産業廃棄物処理施設の停止の命令
 - (4) 法第15条の3の規定に基づく許可の取消し
 - (5) 法第19条の3第2号の規定に基づく命令
 - (6) 法第19条の5又は第19条の6の規定に基づく命令
- 6 フロン類回収業者に対する措置命令（フロン類の回収に関すること）
- 7 フロン類回収業者の業務の全部又は一部の停止命令
- 8 フロン類回収業者の登録の拒否
- 9 フロン類回収業者の登録の更新の拒否
- 10 フロン類回収業者の登録の取消し
- 11 引取業者に対する措置命令（書面の交付に関すること）
- 12 引取業者に対する措置命令（照会の申出に関すること）
- 13 引取業者の業務の全部又は一部の停止命令
- 14 引取業者の登録の拒否
- 15 引取業者の登録の更新の拒否
- 16 引取業者の登録の取消し
- 17 解体業の許可の取消し等
- 18 破砕業の許可の取消し等
- 19 引取業者、フロン類回収業者、解体業者若しくは破砕業者に対する措置命令（移動報告に関すること）
- 20 引取業者、フロン類回収業者、解体業者若しくは破砕業者に対する措置命令（引

取り若しくは引渡しに關すること)

21 許可事業者に対する許可取消し

22 許可事業者等に対する措置命令

23 土壤基準に適合しない土砂の堆積に係る停止・措置命令に係る処分基準

備考

平成 27 年 4 月 1 日 新規設定

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

不利益処分に係る処分基準等

1

1	不利益処分の内容	一般廃棄物処理施設に対する許可の取消し又は停止命令に係る処分基準
2	根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の2（改善命令等）、第9条の2の2（許可の取消し）
3	解釈文書等	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（平成23年3月15日 環廃産発第110310002号 各都道府県知事・各政令市市長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知） 「行政処分の指針について（通知）」（平成30年3月30日付け 環循規発第18033028号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
4	処分基準	別紙のとおり
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

1 対象

行政処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、法第9条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及びその設置者（法第9条の5、法第9条の6、法第9条の7の規定により設置者の地位を継承した者を含む。）が、法第9条の2及び法第9条の2の2のいずれかに該当するに至ったときに行えるものとする。

2 処分内容の基準

(1) 違反行為

① 許可の取消しを命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア 無許可営業

法第7条第1項、第6項、法第14条第1項、第6項、法第14条の4第1項、第6項の規定に違反した者

イ 不正手段による営業許可取得

不正の手段により、法第7条第1項、第2項、第6項、第7項、法第14条第1項、第2項、第6項、第7項、法第14条の4第1項、第2項、第6項、第7項の許可を受けた者

ウ 無許可事業範囲変更

法第7条の2第1項、法第14条の2第1項、法第14条の5第1項の規定に違反した者

エ 不正手段による事業範囲変更許可取得

不正の手段により、法第7条の2第1項、法第14条の2第1項、法第14条の5第1項の許可を受けた者

オ 施設無許可設置

法第8条第1項、法第15条第1項の規定に違反した者

カ 不正手段による施設設置許可取得

不正の手段により、法第8条第1項、法第15条第1項の許可を受けた者

キ 施設無許可変更

法第9条第1項、法第15条の2の6第1項の規定に違反した者

ク 不正手段による施設変更許可取得

不正の手段により、法第9条第1項、法第15条の2の6第1項の許可を受けた者

ケ 施設無許可譲受け・無許可借受け

法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

コ 事業停止命令違反

法第7条の3、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

サ 施設改善命令・使用停止命令違反

法第9条の2第1項、法第15条の2の7の規定による命令に違反した者

シ 改善命令・措置命令違反

- 法第19条の3、法第19条の4第1項、法第19条の4の2第1項、法第19条の5第1項、法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者
- ス 委託基準違反
法第6条の2第6項、第7項、法第12条第5項、第6項、法第12条の2第5項、第6項の規定に違反した者
- セ 名義貸しの禁止違反
法第7条の5、法第14条の3の3、法第14条の7の規定に違反した者
- ソ 受託禁止違反
法第14条第15項、法第14条の4第15項の規定に違反した者
- タ 再委託禁止違反
法第7条第14項、法第14条第16項、法第14条の4第16項の規定に違反した者
- チ 不法投棄（未遂を含む）、不法焼却（未遂を含む）
法第16条、法第16条の2に違反した者
- ツ 不法投棄・不法焼却目的収集運搬
法第16条、法第16条の2に違反することを目的として、廃棄物の収集又は運搬をした者
- テ 指定有害廃棄物の処理禁止違反
法第16条の3の規定に違反した者
- ト 無確認輸出（未遂、予備を含む）、無許可輸入、輸入許可条件違反
法第10条第1項（法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）、法第15条の4の5第1項の規定に違反し、若しくは法第15条の4の5第4項の規定による条件に違反した者
- ② 90日の施設の使用停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。
- ア 虚偽管理票交付
法第12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- イ 管理票に係る勧告の措置命令違反
法第12条の6第3項の規定による命令に違反した者
- ウ 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反
法第15条の19第4項又は法第19条の10第1項の規定による命令に違反した者
- ③ 60日の施設の使用停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。
- ア 施設の使用前検査受検義務違反
法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）、法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- イ 法人の合併及び分割による施設の無認可承継
法第9条の6第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認可を受けず一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者
- ④ 45日の事業全部の停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。
- ア 処理基準及び保管基準違反

法第7条第13項、法第12条第1項、第2項、法第12条の2第1項、第2項、法第14条第12項、法第14条の4第12項の規定に違反した者

⑤ 30日の施設の使用停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。

ア 許可条件違反

法第7条第11項（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第14条第11項（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第14条の4第11項（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者。

イ 施設許可条件違反

法第8条の2第4項（法第9条第2項、法第9条の5第2項（法第15条の4において準用する場合を含む。）、法第9条の6第2項（法第15条の4において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、法第15条の2第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者

ウ 保管届出義務違反

法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定に違反した者

エ 管理票回付義務違反

法第12条の3第3項の規定に違反した者

オ 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載

法第12条の3第3項、第4項、第5項、法第12条の5第5項の規定に違反した者

カ 管理票・同写し保存義務違反

法第12条の3第2項、第6項、第9項、第10項の規定に違反した者

キ 引受禁止違反

法第12条の4第2項の規定に違反した者

ク 虚偽管理票写し送付・虚偽報告

法第12条の4第3項、第4項の規定に違反した者

ケ 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出

法第15条の19第1項の規定に違反した者

コ 業廃止、変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反、虚偽届出

法第7条の2第3項（法第14条の2第3項、法第14条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第9条第3項（法第15条2の6第3項において準用する場合を含む。）、第4項（法第15条2の6第3項において準用する場合を含む。）、第5項（法第15条2の6第3項において準用する場合を含む。）、法第9条の7第2項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

サ 管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載

法第12条の3第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

シ 電子管理票虚偽登録、報告義務違反、虚偽報告、管理票写し送付、記載義務違反、虚偽記載

法第12条の5第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）、第2

- 項、第3項の規定に違反した者
- ス 処理困難通知義務違反・虚偽通知
 - 法第14条第13項、法第14条の4第13項の規定に違反した者
- セ 処理困難通知保存義務違反
 - 法第14条第14項、法第14条の4第14項の規定に違反した者
- ソ 維持管理事項記録義務違反、虚偽記載、備付け義務違反、維持管理積立義務違反、周辺地域への配慮義務違反
 - 法第8条の4（法第9条の10第8項、法第15条の2の4、法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）、法第8条の5（法第15条の2の4において準用する場合を含む。）、法第9条の4（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- タ 帳簿備付け義務違反、記載義務違反、虚偽記載、保存義務違反
 - 法第7条第15項及び第16項（いずれも法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項、法第14条の4第18項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- チ 定期検査拒否・妨害・忌避
 - 法第8条の2の2第1項、法第15条の2の2第1項の規定に違反した者
- ツ 処理責任者等設置義務違反、技術管理者設置義務違反
 - 法第12条第8項、法第12条の2第8項、法第21条第1項、第2項の規定に違反した者
- テ 有害使用済機器の保管又は処分の届出義務違反・虚偽届出（第6号）
- ト 報告拒否、虚偽報告
 - 法第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ナ 立入検査拒否、妨害、忌避
 - 法第19条第1項、第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ⑥ 10日の施設の使用停止を命じることができるのは、次のいずれかに該当したときとする。
 - ア 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反、実施状況報告義務違反
 - 法第12条第9項、第10項、法第12条の2第10項、第11項の規定に違反した者
 - イ ふん尿の使用制限違反
 - 法第17条の規定に違反した者
 - ウ 廃棄物再生事業者の名称独占規定違反
 - 法第20条の2第3項の規定に違反した者
 - エ 一般廃棄物処理手数料違反
 - 法第7条第12項の規定に違反した者
- ⑦ 事故時応急措置命令違反
 - 事故時において、法第21条の2第1項に掲げる必要な措置を講じておらず、同条第2項の規定に基づく命令を受けたにも関わらず、必要な措置を講じていない者に対しては、応急措置に必要な期間の停止命令を命じることができる。

⑧ 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたことによって法第9条の2第1項第3号に該当するに至ったときは、その違反行為の内容に応じて②から⑥の処分基準を準用する。

⑨ 施設又は申請者の能力

事業の用に供する施設の構造、維持管理に関する計画、又はその許可を受けた者の能力が法第9条の2第1項第1号、第2号に該当した場合は、改善に必要な期間の停止又は改善が不可能な場合は許可の取消しを命じることができる。

⑩ 欠格要件

①から⑨までの規定にかかわらず、法第9条の2の2第1項第1号、第2号、又は第3号に該当するに至ったものは、許可を取り消さなければならない。

⑪ その他の違反

①から⑩までに掲げるもの以外の法違反にあたる行為を行ったものに対しては、必要と認められる範囲内において、許可の取消し又は事業全部若しくは一部の停止を命じることができる。

3 加重事由

行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当する者に対しては、2の処分内容の基準に関わらず、内容を加重して行政処分を行うことができる。

- (1) 過去に処分歴がある者
- (2) 複数の違反行為を行った者
- (3) 特別管理産業廃棄物の処理に係る違反行為を行った者
- (4) 大量の廃棄物の処理に係る違反行為を行った者
- (5) 生活環境の保全上支障を生じさせた者
- (6) 改善措置を取らない、又は改善状況が非常に悪い者
- (7) その他、加重するに足る相当の理由があると認められる者

4 軽減事由

行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当する者に対しては、2の処分内容の基準に関わらず、内容を軽減して行政処分を行うことができる。

- (1) 違反行為の動機、改悛の度合いに酌量の余地があると認められる者
- (2) 原状回復を行った者、又は行う意思のある者
- (3) その他、軽減するに足る相当の理由があると認められる者

不利益処分に係る処分基準等

2

1	不利益処分の内容	一般廃棄物処理施設に対する改善命令に係る処分基準 (許可施設用)
2	根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の2 (改善命令等)
3	解釈文書等	なし
4	処分基準	設定できません。(理由：②)
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

3

1	不利益処分の内容	一般廃棄物処理施設に対する停止命令に係る処分基準 (届出施設用)	
2	根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第10項（市町村の設置に係る一般廃棄物 処理施設の届出）	
3	解釈文書等	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定 受託事務に関する処理基準について（通知）」（平成23年3月15 日 環廃産発第 110310002 号 各都道府県知事・各政令市市長あ て環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知） 「行政処分の指針について（通知）」（平成30年3月30日付け 環循規発第 18033028 号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管 部（局）長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）	
4	処分基準	処分の要件	処分内容
		第9条の3第10項に該当 施設の構造又はその維持管理が、技術上 の基準又は届出時の設置に関する計画 又は維持管理に関する計画に適合しな い	改善に必要な期 間の施設の使用 停止(※)
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長			

(※) 個別の処分に当たっては、確定した期間であることを要する。

不利益処分に係る処分基準等

4

1	不利益処分の内容	一般廃棄物処理施設に対する改善命令に係る処分基準 (届出施設用)
2	根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第10項(市町村の設置に係る一般廃棄物 処理施設の届出)
3	解釈文書等	なし
4	処分基準	設定できません。(理由：②)
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

5

1	不利益処分の内容	産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者に対する不利益処分に係る処分基準 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3（事業の停止）（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の全部又は一部の停止の命令（以下「事業停止命令」という。） (2) 法第14条の3の2（許可の取消し）（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し（以下「事業許可取消」という。） (3) 法第15条の2の7（改善命令等）の規定に基づく産業廃棄物処理施設*の改善の命令（以下「施設改善命令」という。）及び停止の命令（以下「施設停止命令」という。） (4) 法第15条の3（許可の取消し）の規定に基づく許可の取消し（以下「施設許可取消」という。） (5) 法第19条の3第2号（改善命令）の規定に基づく命令（以下「改善命令」という。） (6) 法第19条の5（措置命令）又は第19条の6（措置命令）の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）
2	根拠法令・条項	法第14条の3、第14条の3の2、第15条の2の7、第15条の3、第19条の3、第19条の5及び第19条の6並びにこれらの条文を準用する条文
3	解釈文書等	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（平成23年3月15日付け環産発第110310002号各都道府県知事・各政令市市長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知） 「行政処分の指針について（通知）」（平成30年3月30日付け環循規発第18033028号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
4	処分基準	別紙のとおり
備考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

※ この場合において産業廃棄物処理施設とは、その処理施設が法第15条の2の5の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該一般廃棄物処理施設を含む。

別紙 処分基準

取消し及び停止に係る処分基準等

(事業に係る取消し及び停止)

第1条 事業許可取消の要件及び内容は、別表第1のとおりとする。法第14条の3の2第1項第5号の「特に情状が重いとき」以外の理由による事業許可取消については、同項(第5号を除く。)の規定(これらの規定を準用する規定を含む。)によるものとする。

2 法第14条の3の事業停止命令の要件及び内容は別表第2のとおりとする。

(施設に係る取消し及び停止)

第2条 施設許可取消の要件及び内容は、別表第3のとおりとする。法第15条の3第1項第2号の「特に情状が重いとき」以外の理由による事業許可取消、施設許可取消については、法第15条の3第1項(第2号を除く。)の規定(これらの規定を準用する規定を含む。)によるものとする。

2 法第15条の2の7の施設停止命令の要件及び内容は別表第4のとおりとする。

(違反関与行為)

第3条 他者に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他者の違反行為を助ける行為(以下これらを「違反関与行為」という。)をしたときは、その違反関与行為の内容に応じて前2条の処分基準を適用する。

2 産業廃棄物処理業の許可を有する者が、許可を有しない者に対して違反関与行為をした場合は、許可を有しない者を許可を有するものとして違反関与行為の処分基準を適用する。

(加重軽減事由)

第4条 行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当するものに対しては、別表第2又は別表第4に規定する日数(異なる日数に該当する複数の違反の場合は、その最も重い日数)の3倍まで加重することができる。ただし、事業又は施設の使用の停止期間が90日又は60日の加重にあつては、法第14条の3の2第1項第5号又は15条の3第1項第2号の規定に基づき許可の取消しをすることもできる。

(1) 過去に法違反による処分歴がある者

(2) 複数の違反行為(違反関与行為を含む。)を行った者

(3) 大量の廃棄物の処理に係る違反行為(違反関与行為を含む。)を行った者

(4) 生活環境の保全上の支障を生じさせた者

(5) 発覚してから行政処分までの間に改善措置を取らない、又は改善状況が著しく悪い者

(6) 所在が不明又は住所が不定の者

(7) 処分に係る事案の証拠について改ざん、毀棄又は隠蔽を図った者(他者にこれらの行為を行わせた場合を含む。)

(8) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められる者

2 行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当するものに対しては、第1条及び第2条の規定に関わらず、内容を軽減して行政処分を行うことができる。

(1) 停止命令を発する前に原状回復を終えた者

- (2) 事件が発覚する前に、自ら申し出た者
- (3) 違反行為（違反関与行為を含む。）の動機、改悛の度合いに酌量の余地があると認められる者
- (4) その他、軽減するに足る相当の理由があると認められる者

施設改善命令

(1) 対象

法第15条の2の7に該当し、施設改善命令をするときの基準

(2) 処分基準

設定できません。

理由：個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。

改善命令、措置命令に係る処分基準

(1) 対象

法第19条の3第2号に該当し改善命令するとき、又は第19条の5若しくは19条の6に該当し措置命令をするときの基準

(2) 処分内容の基準

設定できません。

理由：個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。

別表第 1

処分の要件	処分の内容
1 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当 (1) 法第 25 条第 1 項各号に規定する違反行為 無許可営業（第 1 号） 不正手段による営業許可取得・許可の更新（第 2 号） 無許可事業範囲変更（第 3 号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第 4 号） 事業停止命令違反・措置命令違反（第 5 号） 委託基準違反（第 6 号） 名義貸しの禁止違反（第 7 号） 施設無許可設置（第 8 号） 不正手段による施設設置許可取得（第 9 号） 施設無許可変更（第 10 号） 不正手段による施設変更許可取得（第 11 号） 無確認輸出（第 12 号） 受託禁止違反（第 13 号） 不法投棄（第 14 号） 不法焼却（第 15 号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第 16 号） (2) 法第 25 条第 2 項に規定する違反行為 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (3) 法第 26 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第 1 号） 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令違反（第 2 号） 施設無許可譲受け、無許可借受け（第 3 号） 無許可輸入（第 4 号） 輸入許可条件違反（第 5 号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第 6 号） (4) 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備 (5) その他 停止を命令された期間が終了した後も、命令の原因となった違反を継続	事業の許可の取消し
2 法第 14 条の 3 第 2 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当 処理業者の事業の用に供する施設又はその能力が、許可の基準に適合せず改善が不可能 （法第 14 条の 3 の 2 第 2 項適用）	

別表第2

処分の要件	処分の内容
1 法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当 (1) 法第27条の2各号に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第11号） (2) 法第28条第2号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反 (3) 法第29条第2号に規定する違反行為 施設使用前検査受検義務違反 (4) 法第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第14条第12項、 第14条の4第12項の規定に違反する行為 処理基準違反、保管基準違反 (5) 法第27条の2各号に規定する違反行為 管理票交付義務違反・記載義務違反、虚偽記載（第1号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第2号） 管理票回付義務違反（第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第4号） 管理票・同写し保存義務違反（第5号） 引受禁止違反（第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第8号） 電子管理票虚偽登録（第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第10号） (6) 法第29条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反（第1号（法第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第4号） 処理困難通知保存義務違反（第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第6号） (7) 法第29条第7号に規定する違反行為 事故時応急措置命令違反 (8) 法第30条各号に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第1号） 業廃止・業変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（第4号） 処理責任者等設置義務違反（第5号） 有害使用済機器の保管又は処分の届出義務違反・虚偽届出（第6号） 報告拒否、虚偽報告（第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第8号） 技術管理者設置義務違反（第9号） (9) その他の違反行為	事業の停止 90日間 事業の停止 60日間 違反の是正に 必要な期間の 事業の停止 (※) 事業の停止 30日間 応急措置に必要 な期間の停止 事業の停止 30日間 事業の停止 10日間
2 法第14条の3第2号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当 処理業者の事業の用に供する施設又はその能力が、許可の基準に適合せず改善が可能	改善に必要な 期間の事業の 停止 (※)
3 法第14条の3第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当 処理業者が事業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反	事業の停止 30日間

(※) 個別の処分に当たっては、確定した期間であることを要する。

別表第3

処分の要件	処分の内容
1 法第15条の3第1項第2号に該当 (1) 法第25条第1項各号に規定する違反行為 無許可営業（第1号） 不正手段による営業許可取得・許可の更新（第2号） 無許可事業範囲変更（第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（第5号） 委託基準違反（第6号） 名義貸しの禁止違反（第7号） 施設無許可設置（第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第9号） 施設無許可変更（第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第11号） 無確認輸出（第12号） 受託禁止違反（第13号） 不法投棄（第14号） 不法焼却（第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第16号） (2) 法第25条第2項に規定する違反行為 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (3) 法第26条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令違反（第2号） 施設無許可譲受け、無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号） (4) 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備 (5) その他 停止を命令された期間が終了した後も、命令の原因となった違反を継続	施設の許可の取消し
2 法第15条の2の7第1号に該当 施設の構造又はその維持管理が、技術上の基準又は許可申請時の設置に関する計画又は維持管理に関する計画に適合せず、改善が不可能（法第15条の3第2項適用）	
3 法第15条の2の7第2号に該当 施設設置者の能力が基準に適合せず、改善が不可能（法第15条の3第2項適用）	

別表第4

処分の要件	処分の内容
1 法第15条の2の7第3号に該当 (1) 法第27条の2各号に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第11号） (2) 法第28条第2号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反 (3) 法第29条第2号に規定する違反行為 施設使用前検査受検義務違反 (4) 法第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第14条第12項、 第14条の4第12項の規定に違反する行為 処理基準違反、保管基準違反 (5) 法第27条の2各号に規定する違反行為 管理票交付義務違反・記載義務違反、虚偽記載（第1号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第2号） 管理票回付義務違反（第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第4号） 管理票・同写し保存義務違反（第5号） 引受禁止違反（第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第8号） 電子管理票虚偽登録（第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第10号） (6) 法第29条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反（第1号（法第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第4号） 処理困難通知保存義務違反（第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第6号） (7) 法第29条第7号に規定する違反行為 事故時応急措置命令違反 (8) 法第30条各号に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第1号） 業廃止・業変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（第4号） 処理責任者等設置義務違反（第5号） 有害使用済機器の保管又は処分の届出義務違反・虚偽届出（第6号） 報告拒否、虚偽報告（第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第8号） 技術管理者設置義務違反（第9号） (9) その他の違反行為	施設の使用停止90日間 施設の使用停止60日間 違反の是正に必要な期間の施設の使用停止（※） 施設の使用停止30日間 応急措置に必要な期間の停止 施設の使用停止30日間 施設の使用停止10日間
2 法第15条の2の7第1号に該当 施設の構造又はその維持管理が、技術上の基準又は許可申請時の設置に関する計画又は維持管理に関する計画に適合せず、改善が可能	改善に必要な期間の施設の使用停止（※）
3 法第15条の2の7第2号に該当 施設設置者の能力が基準に適合せず、改善が可能	
4 法第15条の2の7第4号に該当 設置者が施設の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反	施設の使用停止30日間

（※）個別の処分に当たっては、確定した期間であることを要する。

不利益処分に係る処分基準等

6

1	不利益処分の内容	フロン類回収業者に対する措置命令（フロン類の回収に関すること）
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第20条第3項（勧告及び命令）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

7

1	不利益処分の内容	フロン類回収業者の業務の全部又は一部の停止命令
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第58条第1項（登録の取消し等）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

8

1	不利益処分の内容	フロン類回収業者の登録の拒否
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第56条第1項（登録の拒否）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

9

1	不利益処分の内容	フロン類回収業者の登録の更新の拒否
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第56条第1項（登録の拒否）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

10

1	不利益処分の内容	フロン類回収業者の登録の取消し
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第58条第1項（登録の取消し等）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

1 1

1	不利益処分の内容	引取業者に対する措置命令(書面の交付に関すること)
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第90条第3項(勧告及び命令)
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について(経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡)
4	処分基準	設定できません。(理由:②)
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

1 2

1	不利益処分の内容	引取業者に対する措置命令(照会の申出に関すること)
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第90条第3項(勧告及び命令)
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について(経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡)
4	処分基準	設定できません。(理由:②)
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

13

1	不利益処分の内容	引取業者の業務の全部又は一部の停止命令
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第51条第1項（登録の取消し等）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

14

1	不利益処分の内容	引取業者の登録の拒否
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第45条第1項（登録の拒否）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

15

1	不利益処分の内容	引取業者の登録の更新の拒否
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第45条第1項（登録の拒否）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

16

1	不利益処分の内容	引取業者の登録の取消し
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第51条第1項（登録の取消し等）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

17

1	不利益処分の内容	解体業の許可の取消し等
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第66条第1項（許可の取消し等）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

18

1	不利益処分の内容	破砕業の許可の取消し等
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第72条（準用）：準用規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第66条（許可の取消し等）：準用
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

19

1	不利益処分の内容	引取業者、フロン類回収業者、解体業者若しくは破砕業者に対する措置命令（移動報告に関すること）
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第90条第3項（勧告及び命令）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

20

1	不利益処分の内容	引取業者、フロン類回収業者、解体業者若しくは破砕業者に対する措置命令（引取り若しくは引渡しに関すること）
2	根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第20条第3項（勧告及び命令）
3	解釈文書等	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（経済産業省製造産業局自動車課環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 平成17年5月9日事務連絡）
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

21

1	不利益処分の内容	許可事業者に対する許可取消し
2	根拠法令・条項	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例 第14条第1項（許可の取消し）
3	解釈文書等	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例の解釈及び運用
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

2 2

1	不利益処分の内容	許可事業者等に対する措置命令
2	根拠法令・条項	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例 第 2 4 条第 1 項及び第 2 項（措置命令）
3	解釈文書等	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例の解釈及び運用
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和 2 年 4 月 1 日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		

不利益処分に係る処分基準等

23

1	不利益処分の内容	土壌基準に適合しない土砂の堆積に係る停止・措置命令に係る処分基準
2	根拠法令・条項	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例 第8条第2項及び第3項（汚染された土砂の堆積の禁止）
3	解釈文書等	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例の解釈及び運用
4	処分基準	設定できません。（理由：②）
備 考 令和2年4月1日設定 不利益処分を行う権限を有する行政庁 市長		